

ラオスにおける付加価値税法の改正について

2025年5月5日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスの付加価値税法は、2018年に改正されており、2018年の大きな変更点は、付加価値税率が10%から7%へ引き下げられ、申告納税日が翌月の15日から翌月の20日までに改正されました。なお、2024年5月1日からは、税率が10%へ引き上げられ、元の税率に戻っています。



今回、2024年6月28日付で付加価値税法が改正され、2025年1月1日から施行されています（以下、「VAT法」）。

2024年2月に「海外からのデジタル商品及びデジタルプラットフォーム又はeコマース提供者の付加価値税の納税義務の実施に関するガイドライン（No0558）（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧ください）」も発行されており、非居住eコマース事業者のVAT登録が義務付けられています。

今回のVAT法改正においても、ラオスで会社登記をしていない外国法人から商品を輸入又は商品及びサービスを購入する場合においても、VATが課税されることが明示され、徴税が強化されています。

なお、各改正項目については、どのように改正されたかについての詳細は公表されておらず、改正箇所は、弊所で確認できた範囲内にとどまりますので、ご留意いただきますようお願いします。

2. 用語の定義について

VAT法第3条では、特定の用語が定義されていますが、いくつかの用語が再定義されたり、新しく追加（新規）されています。改正後の赤字で示した箇所が、改正（追加）された内容となります¹。

<VAT法第3条 用語の定義>

改正/新規	改正前	改正後
新規		サービス

¹ 改正前の日本語訳は、JICAラオス法の支配発展促進プロジェクトで作成された「ラオス六法日本語訳」を一部引用及び参考に作成しています。



		現金やその他の利益を対価として、役務、活動、創作、コンサルティング又は他の役務を提供すること
改正	輸出 ラオスから（ラオス国内の）経済特別区を含む他国へ商品を輸送すること	輸出 ラオスから（ラオス国内の）経済特別区及び経済特定区を含む他国へ電子通関システムを通じて、税の申告手続きを行い、商品を輸送すること
改正	輸入 経済特別区を含む他国からラオスへ商品を輸送すること	輸入 経済特別区及び経済特定区を含む他国から電子通関システムを通じて、税の申告手続きを行い、ラオスへ商品を輸送すること
改正	VAT 負担者 ラオス国内で自ら消費するために、商品を輸入又は商品及びサービスを購入する個人、法人又は組織をいう	VAT 負担者 ラオス国内で自ら消費するために、ラオスで会社登記をしていない外国法人を含めた VAT 納税義務者から商品を輸入又は商品及びサービスを購入する個人、法人又は組織をいう
改正	インプット VAT VAT 納税者が事業活動において使用する商品の輸入又は国内における商品及びサービスの購入に対して支払う VAT の金額をいう。	インプット VAT VAT 納税者がラオスで会社を登記をしていない外国法人からの商品の購入及びサービスの利用を含めた商品の輸入又は国内における商品及びサービスの購入に対して支払う VAT の金額をいう。
新規		VAT クレジット 商品の輸入国内における商品の購入及びサービスの利用時に支払った VAT のうち、その月に相殺しきれなかった超過インプット VAT は、翌月へ繰り越す必要がある
新規		居住者 ラオスにおいて恒久的な住所、ファミリーブックを保有する個人または、ラオスで企業登録をした外国法人、経済特区及

		び経済特定区内において居住またはビジネスをしている個人又は法人を含むものをいう
改正	非居住者 ラオス国内で生活、自活、ビジネスをするために、恒久的な住居を持たない者をいう	非居住者 ラオスにおいて恒久的な住所、ファミリーブックを保有しない個人または、ラオスで企業登録をしていない外国法人、経済特別区及び特定経済区内において居住またはビジネスをしていない個人又は法人を含むものをいう
新規		VAT0%課税 加工済み鉱物製品を含む商品の輸出に課税される VAT 率を指し、0 %税率の場合、インプット VAT の還付請求をする権利があることから、VAT 免税とは異なる。VAT 免除の場合は、インプット VAT の控除や還付請求をする権利はないが、インプット VAT を支出しとして計上することは可能
新規		経済特別区 ラオス人民民主共和国の主権および領土の管轄下にあり、政府合意により定められた投資管理仕組みおよび特別な投資促進政策を有する投資地域をいう。
新規		経済特定区 工業団地やハイテクゾーンなど、政府が特定の分野の活動を行うために特別経済区外に設置した投資ゾーン

以上が、用語の定義の改正点ですが、特に VAT 0 %は、インプット VAT として還付請求及び、控除可能である点が「VAT 免除」と異なることが明記され、非居住者、特に、外国法人でラオスで会社を登記していない法人からラオス国内の個人や法人が、商品やサービスを購入した場合においても、VAT が課税される点については、用語の定義以外においても、下記の改正内容にも反映されています。

3. VAT 課税に関する改正について

改正の詳細は、下記の表のとおりですが、主なポイントは以下のとおりです。

- ① ラオス国内の法人、個人等が、ラオスで登記していない外国法人から商品やサービスを購入する場合、VAT10%が課税され（第17条）、インプット VAT とみなされるため控除可能であり（第23条）、ラオスに居住する商品やサービスの提供を受けたものが、代金から源泉徴収して、国庫又は国庫の口座がある銀行へ納付する（第31条）
- ② ラオスで企業登録していない外国法人による運送サービスを利用した場合、インプット VAT として控除することは認められない（第23条）
- ③ ラオス国内の銀行システム又はラオス中央銀行が許可したシステム経由で、輸出による収入を100%ラオス国内に送金していない場合、VATの還付は認められない（第27条）

条文番号	改正前	改正後
10	<p>VAT 徴収者</p> <p>VAT 徴収者は、VAT 制度において事業活動をする個人、法人及び組織、税関、並びにラオス国の法律に基づく企業登記をしていない居住者又は非居住者から商品及びサービスの提供を受ける消費者を含むものとする。</p>	<p>VAT 徴収者</p> <p>VAT 徴収者は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税関当局 2. VAT 制度において事業活動をしている個人、法人、組織 3. 経済特別区及び経済特定区内においてビジネスをしている法人を含むラオスで企業登録をしていない外国法人から商品やサービスを購入するもの
12	<p>VAT の非課税対象となる活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物品輸入 1.2 肥料の生産に使用される原料、農業加工品、有機肥料、化学肥料及び関連する法令で定められた環境及び生命に危険性が少ない殺虫剤 1.3 農業で使用する機械や機器 1.4 輸出用の製造で使用する原材料、鉱物、設備及び付属品。 	<p>VAT の非課税対象となる活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物品輸入 1.2 農業生産物加工で使用する法律で定められているラオスでは供給することができない危険性が少ない原材料、例えば、化学肥料や殺虫剤など。（改正） 1.3 ラオス国内で供給されていない農業で使用する機械や機器（改正） （1.4 及び 1.5 削除）



	<p>1.5 ラオス国内で供給又は製造できない原料及び設備並びに固定資産として直接製造に使用される機械。</p> <p>2. 国内における物品又はサービスの供給</p> <p>2.3 植林並びに産業用果実及び医療用樹木の農園に用いる資材（削除）</p> <p>2.8 輸出用の製造で使用する原材料、機器、部品。</p> <p>2.22 電力会社への電力の国内供給</p> <p>3. 輸出</p> <p>3.1 外国及び経済特区への鉱物の輸出</p> <p>3.2 外国及び経済特区への電力の輸出</p>	<p>2. 国内における物品又はサービスの供給</p> <p>2.3（削除）</p> <p>2.6 農業で使用する機械や機器（追加）</p> <p>2.8（削除）</p> <p>2.20 国内電力生産者から電力会社への電力の供給（改正）</p> <p>2.21 免税店へ供給される商品（追加）</p> <p>2.22 製造輸出投資プロジェクトに成果物を供給する国内製造品（追加）</p> <p>2.23 ラオスで生産した原材料、その他機器の供給、同条文の第1項に定めた輸入時のVAT免除の商品であること。（追加）</p> <p>3. 輸出</p> <p>3.1 経済特別区、経済特定区、及び特区外において海外輸出用の完成品製造するための鉱物、半加工鉱物（改正）</p> <p>3.2 海外輸出用電力の経済特区、特定経済区への輸出（改正）</p> <p>3.3 同条第2項に規定される商品の輸出（追加）</p>
15	<p>第15条 VAT算定基準</p> <p>VATの計算基礎は以下のとおりとする。</p> <p>1.3 ラオスの法律に基づいて企業登録していないラオス非居住者が供給したサービスは、実際のサービスの価額からVATの額を除いた額とする。</p> <p>2. 鉱物</p>	<p>第15条 VAT算定基準</p> <p>VATの計算基礎は以下のとおりとする。</p> <p>1.3 ラオスで企業登録していない外国法人が供給した商品及びサービスは、実際の商品及びサービスの価額からVATの額を除いた額とする。（改正）</p> <p>2. 鉱物</p>



	<p>2.1 輸入の場合は、国境における実際の取引原価又は政府が決定した価格に輸入関税を加算した額とする。</p> <p>2.2 ラオス国内、経済特区における鉱物の供給又は売買、海外への輸出、自家消費、交換又は無償譲渡の場合、実際の価額又は市場価格又は政府が決定した価格</p> <p>3. 電力</p> <p>3.3 VAT 納税者に副収入がある場合、当該副収入の額は VAT の課税金額に含まれるものとする。</p> <p>3.4 外貨建ての収入については、その時点のラオス中央銀行の為替相場に基づいてラオスキープに換算するものとする</p>	<p>2.1 輸入の場合は、国境における実際の取引原価に輸入関税を加算した額とする。 (改正)</p> <p>2.2 ラオス国内、経済特区及び経済特定区における鉱物の供給又は売買、海外への輸出、自家消費、交換又は無償譲渡の場合、実際の価額又は市場価格又は政府が決定した価格 (改正)</p> <p>3. 電力</p> <p>3.3 及び 3.4 削除</p>
17	<p>VAT の税率</p> <p>VAT の税率は以下のとおりとする。</p> <p>1. 税率 7 % :</p> <ul style="list-style-type: none">- ラオス国内で VAT が徴収される輸入物品、物品及びサービスの供給- 鉱物の輸入及び国内供給 (削除)- 一般の電力消費者、発電者及び国内販売者の電力使用 (削除) <p>2. 外国へ輸出する物品については、VAT の税率は 0 % とする。</p> <p>場合によっては、税管理法第 94 条に従い、VAT の税率は改正される。</p>	<p>VAT の税率</p> <p>VAT の税率は以下のとおりとする。</p> <p>1. 税率 10% が適用されるのは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">1.1 商品の輸入1.2 ラオス国内で VAT が徴収される商品及びサービスの供給1.3 ラオスで企業登録していない外国法人から購入する商品及びサービス (追加) <p>2. 外国へ輸出、経済特区及び経済特定区への輸入する商品については、鉱物加工品も含めて VAT の税率は 0 % とする。</p> <p>(改正)</p>
20	<p>VAT の控除</p> <p>VAT の控除とは、VAT 紳税者に対してのインプット VAT の還付をいう。</p>	<p>VAT の控除と還付</p> <p>VAT の控除とは、VAT 紳税者に対してのインプット VAT の還付をいう。</p>



		VAT の還付は、商品の輸入、ラオス国内で商品及びサービスの購入、ラオスで登記していない外国法人からの商品及びサービスの購入、輸出のために支払ったVAT、3か月を超えて相殺しきれなかったVAT、法律に基づく事業の取り消し、事業分割、事業停止又は事業清算により支払ったVATの個人、法人又は組織に対する返金をいう。
23	<p>インプット VAT を控除するための要件</p> <ol style="list-style-type: none">1. 月次で VAT 納税申告書を提出、TaxRIS システムを使用して申告・納税、銀行又は国庫を通して納税、VAT 制度下において事業を営んでいる個人、法人又は組織であること2. 国内において、銀行決済により物品やサービスを売買していること3. インボイス、領収書、債権債務の通知書及びその他の書類を含む、正確で完全な証明書類を保管していること。4. インプット VAT は、インプット VAT が発生した月から控除しなければならない。3か月以内に控除が完了しない場合、還付を請求することができる。 <p>VAT 制度下において事業を営んでいる個人、法人及び組織の年間の売上げが4億キープ以下の場合、財務省より定められるみなレインプット率で控除することができる。</p>	<p>インプット VAT を控除するための要件</p> <ol style="list-style-type: none">1. ラオスで企業登録していない外国法人から商品及びサービスを購入したとき支払った VAT (追加)2. 月次で VAT 納税申告、TaxRIS システムを使用して申告・納税、銀行又は中銀が認めたその他のシステム又は国庫を通して納税3. 国内において、銀行決済により商品やサービスを売買していること (追加)4. インボイス、領収書、債権債務の通知書及びその他の書類を含む、正確で完全な証明書類を保管していること。5. インプット VAT は、インプット VAT が発生した月から控除しなければならない。3か月以内に控除が完了しない場合、還付を請求することができる。 <p>VAT システムに登録している零細及び中小企業は、最初の1年間は、財務省の規定に従ってインプット VAT を期限付きで控除することが可能 (追加)</p>
24	控除の対象とならないインプット VAT 控除の対象とならないインプット VAT は、物品の輸入時、物品及びサービスの購入時に支払われた以下の VAT である。	控除の対象とならないインプット VAT 控除の対象とならないインプット VAT は、物品の輸入時、物品及びサービスの購入時に支払われた以下の VAT である。



<p>4. 鉱物及び電力からのインプット VAT。ただし、経費及び固定資産として計上することは許可する。</p> <p>5. VAT 納税者の経費に関連する事業活動に直接用いられない物品又はサービスの購入にかかる、以下のようなインプット VAT。</p> <ul style="list-style-type: none">- 歓迎会、祝賀会、伝統的又は宗教的な儀式、豪華又は贅沢なイベント、リラクゼーション、ダンス又は娯楽、ゴルフなどのスポーツ並びに贈答品又は褒賞を含む、事業活動に直接関係しない商品又はサービスの購入。- 事業活動外の経費並びに事業のオーナー、株主、事業パートナー及び社員の個人の経費。- 証明となる書類がない若しくは不正確又は不完全な証明書しかない経費。- 旅費、餐旅費、通信費及び広告費を含む、法人税計算前の比例経費対象外金額に関連する経費。- 企業の資産として登録されていない若しくは登録されているものの、株主、取締役、マネージャ 又は従業員に贈与し、若しくは事業活動に必要な数量を超えたもののように、その一部又は全部 が事業活動に活用されていない不動産に関連する費用。- 電気、水道、燃料及びガスで、事業活動に使用していない割合の経費。- 付加価値納税者の資産としての登録の有無に問わらず、パソコン・ソナルコンピュータ、ノートコンピュータ、タブレット、携帯電話に関連する経費。	<p>4. VAT 納税者の経費に関連する事業活動に直接用いられない物品又はサービスの購入にかかる、以下のようなインプット VAT。 (改正)</p> <p>4.1 事業活動に直接関係しない商品又はサービスの購入。</p> <p>4.2 事業活動外の経費並びに事業のオーナー、株主、事業パートナー及び社員の個人の経費。</p> <p>4.3 証明となる書類がないまたは不正確又は不完全な証明書しかない経費。</p> <p>4.4 企業の資産として登録されていない若しくは登録されているものの、株主、取締役、マネージャ 又は従業員に贈与し、又は事業活動に必要な数量を超えたもののように、その一部又は全部 が事業活動に活用されていない不動産に関連する費用。</p> <p>4.5 電気、水道、燃料及びガスで、事業活動に使用していない割合の経費。</p> <p>5. 正確な証明書類のあるインプット VAT が発生した月から 3 か月以内以上 VAT 申告書に記録されていないが、支出として認められるインプット VAT</p> <p>6. ラオスで企業登録していない外国法人による運送サービスに関連するインプット VAT (追加)</p> <p>7. 電力の輸出によるインプット VAT。ただし、経費及び固定資産として計上することは許可するが、ラオス国内の消費者への供給は除く。 (追加)</p> <p>8. 鉱物の輸出によるインプット VAT。ただし、経費及び固定資産として計上することは許可する。 (追加)</p>
---	--



	<p>タバコ、アルコール飲料、全ての飲食物及びその他の製品を含む個人的に費消される物品</p> <p>6. 2018年6月20日付「VAT法No48/NA」に従ってVAT率10%で実施した分の会計年度末までに控除しきれなかつたインプットVATは、控除の対象とならないが、その年の会計年度の経費として計上される</p>	
27	<p>VAT還付の要件</p> <p>VATの還付は以下の要件を満たしていかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 外国に商品を輸出しているVAT制度下にある個人、法人及び組織<ul style="list-style-type: none">- 会計法に基づいた帳簿の整備。- インボイスに関する法令に基づいたインボイスの使用。- 正確かつ完全な取引契約書及び輸出証明書の保持。- ラオス国内の銀行システム経由での支払い。- 法律に基づいたVATの正確で全額の申告納税。2. 合併、解散又は事業終了したVAT制度下にあった個人、法人及び組織 - 事業契約書及び関連省庁からの事業の合併又は解散の証明書類の保持。<ul style="list-style-type: none">- 事業終了の場合、正確かつ完全な納税義務の履行に関する証明書及び関連省庁からの事業停止に関する証明書類の保持。3. 破産したVAT制度下にあった個人、法人及び組織は、書類及び裁判所による企業の破産に関する判決の保持。資源及びエネルギーに関連する事業のVATの還付については、別途の規定により定める。	<p>VAT還付の要件</p> <p>VATの還付は以下の要件を満たしていかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 外国に商品を輸出しているVAT制度下にある個人、法人及び組織1.1 会計法に基づいた帳簿の整備。1.2 インボイスに関する法令に基づいたインボイスの使用。1.3 正確かつ完全な取引契約書及び輸出証明書の保持。1.4 ラオス国内の銀行システム又はラオス中央銀行が許可したシステム経由で、輸出による収入を100%ラオス国内に送金 (追加)1.5 法律に基づいたVATの正確で全額の申告納税。2. VAT納税者が、税務当局より、3か月間継続して検査を受け、記録されたVAT控除がある (追加)3. 事業合併、会社であれば解散、事業分割、事業終了又は会社清算があったVAT納税者は、以下を保持する必要がある。<ol style="list-style-type: none">3.1 合併契約書及び関連省庁からの事業の合併又は分割の証明書類の保持。3.2 正規の納税証明書及び関連省庁からの事業停止に関する証明書類の保持。



	<p>還付の検討は税務当局の地方分権を遵守する。</p>	<p>3.3 会社が破産した場合、裁判所からの会社清算に関する判決の保持。</p> <p>4. 駐在員事務所、国際機関及び外交団については、外務省からの承認書及び合意書を保持（追加）</p> <p>5. ラオス出国者及び外国人旅行者は、VAT インボイスを保有し、指定された国境の税関当局に対して商品を申告する必要がある。（追加）</p> <p>6. 個人、法人、組織が VAT の過払いがある場合、書類と承認された証拠が必要（追加）</p> <p>鉱物及び電力に関連する事業の VAT の還付については、別途の規定により定める 還付の検討は税務当局の各管轄の管理のもとで施行される</p>
28	<p>VAT の還付請求</p> <p>VAT に関する還付の請求は、毎月行われなければならず、また、インプット VAT が発生した日から 3 か月以内に行われなければならない。</p> <p>1. 商品の輸出並びに国内において商品及びサービスの提供をする VAT 納税者については、毎月の還付請求はインプット VAT が発生した日から行うことができる。</p> <p>2. 合併、解散事業終了又は倒産の場合は、関連省庁による文書による決定が行われてから 3 か月を超えてはならない。</p>	<p>VAT の還付請求</p> <p>1. 商品の輸出、国内において商品及びサービスを提供をする VAT 納税者については、還付請求はインプット VAT が発生した月から毎月行う。</p> <p>2. VAT 納税者が、税務当局より、3 か月間継続して検査を受け、記録された、3 か月間が相殺しきれなかったインプット VAT の還付（追加）</p> <p>3. 関連当局より書面での合意を取得してから 3 か月以内に、事業合併、会社であれば解散、事業分割、事業終了又は会社清算があった場合の VAT の還付</p> <p>4. 駐在員事務所、国際機関及び外交団の場合、外務省から要請書があつてから 3 か月以内に毎月還付（追加）</p> <p>5. ラオス出国者及び外国人旅行者は、その都度還付（追加）</p>



		<p>6. 個人、法人、組織が VAT の過払いがある場合、その都度還付。還付方法及び手続きは別途規定する（追加）</p>
30	<p>VAT の申告</p> <p>VAT の申告は以下の通り行う。</p> <p>1. VAT 制度下にある個人、法人及び組織は、所轄の税務当局に対して翌月 20 日までに付加価 値税の申告をしなければならない。</p> <p>2. 物品の輸入を行う個人、法人及び組織は、輸入場所において関税の申告時点で VAT 申告をしなければならない。</p> <p>電子申告を含むインボイスの使用にかかる規定、手順、申告及び申告書式については、別途の規定により定める。</p>	<p>VAT の申告</p> <p>VAT の申告は以下の通り行う。</p> <p>1. 商品を輸入した個人、法人、組織は、輸入したときに国境で関税を支払うとともに VAT を申告する</p> <p>2. VAT 納税者は、所轄の税務当局に対して翌月 20 日までに付加価 値税の申告をしなければならない。</p> <p>3. ラオスで登記していない外国法人から商品やサービスを購入する個人、法人、組織は、VAT を源泉徴収後、15 日以内に所轄の税務局へ VAT を申告する（追加）</p> <p>4. 商品やサービスの提供に対して政府予算から支払う場合、その都度、VAT の申告する（追加）</p>
31	<p>VAT の納付</p> <p>VAT の納付は、以下の通り行う。</p> <p>3. 非居住者であってラオス国の法律に基づいて設立されていない者又は居住者であってラオス国の法律に基づいて設立されていない者から、サービスを購入する者は以下の通りとする。</p> <p>3.1 VAT 制度下で事業を行う個人、法人又は組織は、VAT について翌月 15 日までに毎月の申告納税とともに納付しなければならない。</p> <p>3.2 VAT 制度下で事業を行っていない個人、法人又は組織は、当該サービスの提供者に対する支払いの日から 15 日以内に納税しなければならない。</p>	<p>VAT の納付</p> <p>VAT の納付は、以下の通り行う。</p> <p>3. ラオスで登記していない外国法人から商品やサービスを購入する個人、法人、組織は、販売者へ支払い後、15 日以内に国庫又は国庫の口座がある銀行へ VAT を納税する（追加）</p> <p>4. 商品やサービスの提供に対して政府予算から支払う場合、その都度、国庫又は国庫の口座がある銀行へ VAT を納税する（追加）。</p>

32	非居住者及びラオスで登記していない法人及び経済特別区で設立された居住者に対するVAT	削除
60	VAT制度下で事業を行う個人、法人及び組織に対する措置	違反者に対する措置 VATに関する法令に違反した個人、法人及び組織は、その違反の重大性により再教育、警告、懲戒処分、罰金並びに賠償請求又は刑事罰の対象となる（第57条） (改正)
58		違反者に対する罰金（追加） VATに関する法令に違反した個人、法人及び組織は、違反事項ごとに罰金を科せられる。 罰金の内容や率は、別途規定する
61	VAT滞納者に対する措置	削除

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、ラオス法弁護士5名を含む合計7名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括



One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所



2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。